

太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について

太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン（案）に関してパブリックコメントを実施した結果、皆様からお寄せ頂きましたご意見の概要と市の考え方について取りまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見については原文のまま掲載しております。

1 パブリックコメントの実施概要

（1）意見募集期間

令和7年1月17日から令和7年2月16日まで

（2）閲覧場所

市ホームページ、環境課窓口（市役所1階）、情報公開コーナー（市役所3階）、各コミュニティセンター、まなびいプラザ、各学習センター（公民館）

（3）意見を提出できる方（法人その他団体を含む）

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内の学校に在学する方、本市に対して納税義務を有する方、本件に利害関係のある方

（4）意見の提出方法及び提出先

郵送、FAX、電子メール、環境課窓口への持参のうちいずれかの方法

（5）意見の数

1件 ※提出者数1名（環境課窓口への持参1名）

2 お寄せ頂いたご意見と市の考え方

No.	ご意見	市の回答	修正の有無
1	<p>先日の12月9日（火）寺本議員の一般質問を傍聴いたしました。由布市のように小規模な事業でも周辺地域の住民とのトラブル事例が相次いでいるとのことでした。</p> <p>近年、全国各地で同様の問題が起きているため、ガイドライン（案）の一部をより厳しい内容にすることが市民の安心につながると考えました。</p> <p>野田市は令和6年に対象となる太陽光発電設備について発電出力を30キロワット以上から10キロワット以上に条例を改正しています。土地を借りて太陽光事業を行う場合は土地に係る契約を行う前に土地所有者とともに市に相談し、その後土地所有者の責任を履行する旨の誓約書の提出を求めていました。その他事業の譲渡等についても記載がありました。</p> <p>また地域住民等への説明会の対象者を発電施設の規模に応じて100メートルから1キロメートル圏内の居住者等が含まれるとする市町村もあります。</p> <p>学校や保育施設近くへの設置については特に子育て世代の住民にとりまして重要と思われますので明記いただければと思います。</p> <p>寺本議員がおっしゃったとおり太陽光発電にはメリットもあり、今後メリットの部分を活かしていくことも必</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>まず、発電出力を「20キロワット以上」と定めている理由についてご説明いたします。本ガイドライン（案）は、一定規模以上の事業用太陽光発電設備を対象としております。例えば、発電出力が20キロワットであれば、概ね40枚の太陽光パネルが必要となり、敷地面積は30坪程度となります。こうしたことも考慮して、今回の案では「20キロワット以上」を対象としています。なお、10キロワット前後の規模の設備は一般家庭の住宅にも設置されていることが多いため、そこまでの規制は予定しておらず、ガイドラインの対象外としております。</p> <p>次に、地域住民等への説明会の対象者についてですが、資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において明記されている「300メートル」を準用しております。なお、ご意見を頂戴した1キロメートル圏内の居住者が含まれる場合ですが、そのようなルールを設けている市町村は、一般的に「メガソーラー」と言われる、発電出力1,000キロワット以上の太陽光発電設備を想定していると思われますが、面積狭小の本市におきましては現実的ではないため、現状では考慮の必要は無いかと思います。しかしながら、今後</p>	無

<p>要ですが、何か問題が起きた時に環境や近隣住民への影響は長く続くことが予想されますので、リスクをできるだけ回避することに絞った意見とさせていただきました。</p>	<p>このような開発が計画される可能性は皆無とは言い切れませんので、状況によっては改めて対象者の範囲を検討いたします。</p> <p>なお、本ガイドライン（案）では、「設置により騒音、反射光及び景観等の影響を受ける可能性のある者」についても「地域住民等」と定義しておりますので、柔軟な対応が可能です。</p> <p>本市におきましては、各部署において事業用の太陽光発電設備に関する相談や申請等があった場合は、本ガイドライン（案）の要件に該当するか否かを問わず、環境課へ情報を集約する体制を整えております。この情報を元に、案件ごとに、市民の皆さまの住環境等を考慮し、個別具体的な対応を行うこととしております。</p>	
---	---	--